

第3号議案－1

広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

博物館の登録に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和5年3月13日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 提案の要旨

博物館法（昭和26年法律第285号）の改正に伴い、関連する県規則を改正する。

2 博物館法の改正内容

- (1) 登録要件の見直し
 - ・博物館設置者要件の見直し
 - ・審査基準の見直し
- (2) 登録審査の手続き等の見直し
 - ・学識経験者の意見聴取の義務化
 - ・運営状況の定期報告の義務化

3 規則改正案

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

広島県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十二条第二項の登録申請書は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2 法第十二条第二項第三号に規定する書類は、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。</p> <p>(登録の審査)</p> <p>第二条 法第十三条第一項第三号から第五号までに規定する基準は、教育長が別に定める。</p> <p>2 広島県教育委員会は、法第十三条の規定による登録要件の審査に当たっては、必要に応じて実地調査等を行うものとする。</p>	<p>第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十条の規定による登録を受けようとするものは、次の各号に掲げる書類を添付した博物館登録申請書を広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 地方公共団体が設置するものにあつては設置条例の写、一般社団法人又は一般財団法人が設置するものにあつてはその定款の写、宗教法人が設置するものにあつてはその規則の写</p> <p>二 館則の写</p> <p>三 直接、博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面</p> <p>四 当該年度における事業計画及び当該事業に係る予算を記載した書面</p> <p>五 博物館資料の目録及び学芸員の氏名を記載した書面</p> <p>第二条 教育委員会は、法第十二条の規定による登録要件の審査に当たっては、実地調査及び学識経験者の意見をまき等、審査の適正を期さなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の審査の結果、法第十三条の登録要件を備えていると認めるときは、遅滞なく、博物館登録簿に登録しなければならない。</p>

(登録原簿)	<p>第三条 法第十四条の博物館登録原簿は、別記様式第二号によるものとする。</p>
(変更の届出)	<p>第四条 法第十五条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第三号によるものとする。</p>
(定期報告)	<p>第五条 法第十六条の規定による定期報告の時期及び内容については、教育長が別に定める。</p>
(廃止の届出)	<p>第六条 法第二十条第一項の規定による博物館の廃止の届出は、別記様式第四号によるものとする。</p> <p>2 前項の届出は、その事由の生じた日から十日以内に、行わなければならない。</p>
(委任規定)	<p>第七条 (略)</p>

<p>第三条 法第十四条第一項の規定による登録の取消をしようとする場合は、第三条の規定に準じ、審査の適正を期するとともに、あらかじめ、当該博物館の設置者に対し、教育委員会の指定する場所において、口頭及び書面による陳述の機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の口頭及び書面による陳述は、博物館がその要件を欠くに至つたと認めた日から三十日以内に行なければならない。</p>	<p>第四条 第一条の規定による博物館登録申請書の記載事項について変更があつたときは、速やかに、博物館変更届により、教育委員会に届け出なければならない。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年九月三十日及び三月三十一日までに、届け出るものとする。</p>
<p>第五条 博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日以内に、博物館廃止届により、教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第六条 教育委員会は、次に掲げる事項について、そのつど、公示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第十条の登録をしたとき 二 法第十三条第二項の変更登録をしたとき 三 法第十四条第一項の登録の取消をしたとき 四 法第十五条第二項の登録のまゝの取消をしたとき
<p>第七条 (略)</p>	<p>第七条 (略)</p>

附則の次に次の四様式を加える

(別記) 様式第1号

博物館登録申請書

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

申請者

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号

博 物 館 登 録 原 簿			
事 項	登 録	登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号		
設置者の名称及び住所			
博 物 館 の 名 称			
博 物 館 の 所 在 地			
備 考			

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第3号

博物館登録変更届

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

設置者

変更年月日	変更内容		変更の事由
	変更前	変更後	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号

博 物 館 廃 止 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

設置者

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

この教育委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。

登録博物館一覧

令和5年1月13日現在

No.	設置者	名称	所在地	備考
1	宗教法人厳島神社	厳島神社宝物館	廿日市市宮島町1番地1	昭和27年9月20日登録
2	宗教法人耕三寺	耕三寺博物館	尾道市瀬戸田町瀬戸田553番地の2	昭和27年9月20日登録
3	福山市	福山市立福山城博物館	福山市丸の内一丁目8	昭和42年9月28日登録
4	県	広島県立美術館	広島市中区上幟町2番22号	昭和43年4月1日登録
5	(公財)ひろしま美術館	ひろしま美術館	広島市中区基町3番2号	昭和53年10月4日登録
6	尾道市	尾道市立美術館	尾道市西土堂町17番19号	昭和55年2月28日登録
7	広島市	広島市こども文化科学館	広島市中区基町5番83号	昭和55年5月13日登録
8	宗教法人平等大慧会	海の見える杜美術館	廿日市市大野字亀ヶ岡700	昭和58年3月17日登録
9	呉市	呉市立美術館	呉市幸町4番9号	昭和58年7月22日登録
10	広島市	広島市郷土資料館	広島市南区宇品御幸二丁目6番20号	昭和61年2月18日登録
11	県	広島県立歴史博物館	福山市西町二丁目4-1	平成3年2月8日登録
12	(公財)しぶや美術館	しぶや美術館	福山市本町8番27号	平成6年2月17日登録
13	(公財)能宗文化財団	福山自動車時計博物館	福山市北吉津町三丁目1番22号	平成6年5月13日登録
14	広島市	広島市交通科学館	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番2号	平成7年2月24日登録
15	県	広島県立歴史民俗資料館	三次市小田幸町122	平成7年2月24日登録
16	(公財)ウッドワン美術館	ウッドワン美術館	廿日市市吉和字熊崎竹ノ鼻4278番地	平成9年9月12日登録□
17	(公財)泉美術館	泉美術館	広島市西区商工センター二丁目3番1号	平成9年10月23日登録
18	尾道市	平山郁夫美術館	尾道市瀬戸田町沢200番地2	平成10年10月15日登録
19	福山市	ふくやま美術館	福山市西町二丁目4番3号	平成11年3月12日登録
20	福山市	福山市しんいち歴史民俗博物館	福山市新市町新市916番地	平成11年5月14日登録□
21	庄原市	庄原市立比和自然科学博物館	庄原市比和町比和1119番地1	平成17年1月14日登録
22	安芸高田市	安芸高田市歴史民俗博物館	安芸高田市吉田町吉田278番地1	平成17年9月9日登録
23	庄原市	庄原市帝釈峡博物展示施設時悠館	庄原市東城町帝釈未渡1909番地	平成17年9月9日登録
24	広島市	広島市江波山気象館	広島市中区江波南一丁目40番1号	平成19年6月8日登録
25	広島県	頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）	広島市中区袋町5番15号	平成31年1月31日登録
26	(公財)仙石庭園	仙石庭園銘石ミュージアム	東広島市高屋町高屋堀1589番地7	令和2年12月23日登録
27	東広島市	東広島市立美術館	東広島市西条栄町9番1号	令和5年1月13日登録

※網掛は広島市が登録事務を行う博物館